

契約者保護制度に関する IAIS の市中協議文書に意見提出

日本損害保険協会(会長：白川 儀一)は、保険監督者国際機構(IAIS)(※1)が2月13日から4月14日にかけて市中協議に付した「契約者保護制度の役割および機能に関するイシューズ・ペーパー(IP)(※2)案」に対する意見を提出しました。

1. 市中協議文書の概要

- ・ 契約者保護制度(PPS)ならびに保険会社の破綻処理および様々な関連活動における PPS の役割に関する現在の実務・状況を概説するもので、PPS の設立・変更を検討する管轄区域にとってのガイドとなることが意図されている。
- ・ 2013年に公表された PPS に関する IP のフォローアップとして、同 IP を(代替するのではなく)補完するものと位置付けられている。同 IP 策定後の、保険基本原則(ICP)(※3)の改定および国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み(ConFrame)(※4)の採択等の動向が反映されている。

2. 損保協会意見(抜粋)

- ・ (セクション 4) PPS の運営費と契約者保護のための資金について、その目的や管理方法(両者を分けて管理する)を明確にしておくことは有用と考える。この点、法律や PPS の運用細則で定められている国もあることから、本 IP にも追記してはどうか。
- ・ (パラ 100) PPS のことはすでに保険販売時に周知している法域もあることなど国民周知プログラムの必要性の程度は各法域の状況によってかなり異なると思われる、必ずしも外部の専門家の活用が必要ではないこともある。そのため、第1文は should ではなく may にし、「重要性の原則に照らして、必要と考えられる場合は」といった文言を追記していただきたい。
- ・ (セクション 6.1) ホスト国と母国の調整と協力について、各国の PPS の有無、性質(政府出資か保険会社拠出か契約者負担か)、仕組み、補償水準が異なるため、統一的な制度運営は難しいと思われる。セクション 6.1 は論点整理をするものであり、特定の運営方法(ホスト国がフロントオフィスを担うなど)を推奨するものではないことを確認したい。

市中協議文書の原文は、以下でご覧いただけます。

<https://www.iaisweb.org/2023/02/public-consultation-on-issues-paper-on-roles-and-functioning-of-policyholder-protection-schemes-pps/>

当協会は、IAIS における国際保険監督基準策定の議論に積極的に参加しており、今後も市中協議等に際して本邦業界の意見を表明していきます。

(※1) 保険監督者国際機構 (IAIS)

1994年に設立され、世界200カ国・地域以上の保険監督当局(メンバー)で構成される組織。

主な活動は以下のとおり。

- 1) 保険監督当局間の協力の促進
- 2) 保険監督・規制に関する国際基準の策定および導入促進
- 3) メンバー国への教育訓練の実施
- 4) 金融セクターの他業種の規制者等との協力

※日本からは金融庁がメンバーとして参加しており、当協会もステークホルダーとして積極的に関与する方針を掲げている。



(※2) イシューズ・ペーパー(IP)

トピックの背景、現行取組み、ケーススタディ等を提供し、規制・監督上の論点・課題を特定することを目的に作成される文書。監督者が文書の内容を実施することは期待されていないが、基準策定に向けた準備として作成されることが多く、IAISによる今後の作業に関する推奨を含む場合がある。

(※3) 保険基本原則(ICP)

保険セクターの健全性を促進し、適切に保険契約者を保護するために必要な保険監督にあたっての基本原則などを定めた監督文書で、あらゆる保険グループおよび保険会社を対象としている。

(※4) 国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み(ComFrame)

ICPの内容を拡張して、定性的・定量的な観点から、国際的に活動する保険グループ(IAIGs)に対する追加的な監督要件等を示す枠組み。

セクション	段落	和文	英文
4		PPS の運営費と契約者保護のための資金について、その目的や管理方法（両者を分けて管理する）を明確にしておくことは有用と考える。この点、法律や PPS の運用細則で定められている国もあることから、本 IP にも追記してどうか。	Regarding a PPS's operating costs and funds for policyholder protection, it would be useful to clarify the purpose and management method (keeping the two separate). As some countries have stipulated this in legislation or in the operating rules of the PPS, we suggest adding the explanation to this issues paper.
4.2	79	「With ex-post funding arrangements, solvent insurers pay assessments after the insolvency has occurred.」が重複して記載されているため、修正いただきたい。	"With ex-post funding arrangements, solvent insurers pay assessments after the insolvency has occurred." is duplicated in this paragraph, and therefore should be revised.
5.2	100	PPS のことはすでに保険販売時に周知している法域もあることなど国民周知プログラムの必要性の程度は各法域の状況によってかなり異なると思われる、必ずしも外部の専門家の活用が必要ではないこともある。そのため、1 文目は should ではなく may にし、「重要性の原則に照らして、必要と考えられる場合は」といった文言を追記していただきたい。	The degree of need for a public awareness programme may vary considerably depending on the circumstances in each jurisdiction. In some jurisdictions, the existence of a PPS is already made known at the time of insurance sales. Therefore, the use of external experts may not always be necessary. For this reason, we suggest replacing "should" in the first sentence with "may" and adding a phrase such as "if deemed necessary in light of the materiality principle".
5.2	102	各国の状況に合わせて、必要であれば定期的にモニターすれば良いと考える。そのため、1 文目は should ではなく may にしたり、「重要性の原則に照らして、必要と考えられる場合は」といった文言を追記していただきたい。	It is sufficient for the PPS to monitor its public awareness activities and arrangements periodically only when necessary, depending on the situation in each country. Therefore, we suggest replacing "should" in the first sentence with "may" and adding a phrase such as "if deemed necessary in light of the materiality principle".
6.1		ホスト国と母国の調整と協力について、各国の PPS の有無、性質（政府出資か保険会社拠出か契約者負担か）、仕組み、補償水準が異なるため、統一的な制度運営は難しいと思われる。セクション 6.1 は論点整理をするものであり、特定の運営方法(ホスト国が	Regarding cooperation and coordination between home and host jurisdictions, it is difficult to determine a unified operating method because of jurisdictional differences in the existence, nature (funded by the government, insurance companies, or policyholders), structure, and level of coverage of PPSs. We would like to confirm that Section 6.1 is

		フロントオフィスを担うなど）を推奨するものではないことを確認したい。	intended to sort out key issues and does not recommend any particular operating method (e.g., the PPS of the host jurisdiction acting as a "front office").
6.2	116	セクション 6.2 のパラ 115～124 において、情報共有の促進について記載されているが、指摘されている通り機密保護は大変重要であり、保険会社の競争を阻害しないこととバランスをとる必要があると考える。	While Paragraphs 115 to 124 deal with the facilitation of information sharing, as pointed out in this subsection, confidentiality protections are essential. It is important to strike a balance between sharing information and not impeding competition among insurance companies.
7.1	126	監督官庁の枠組み内外の区分けは何をもって区分けがなされているかが不明確なため、「以降のパラグラフでは『優先債権』、『紐付資産』、『分離資産』の概要を示す」といったことを伝えるのみの記述で良いのではないかと。 監督官庁の枠組み内外に区分けをした意図をご教示いただきたい。	It is unclear what the distinction is between "sits outside of the supervisory framework" and "fall within the supervisory framework". Therefore, it would be sufficient to simply describe, for example, "Subsequent paragraphs provide an overview of 'preferred claims', 'tied assets', and 'segregated assets'". We would like to ask the IAIS to clarify the intention behind such distinction.